



箱根町記者発表資料

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の延長を踏まえた町立施設の運営・利用等について

1 目的

国が新型コロナウイルス感染症に関するまん延防止等重点措置の延長を決定したことを踏まえ、5月31日まで町立施設の運営及び利用等の一部制限を継続します。

2 内容

別紙のとおり

3 実施期間

令和3年5月31日まで

4 周知方法

ホームページ、回覧、メールマガジン、防災行政無線など

照会先

箱根町福祉部保険健康課 担当 田澤

電話0460-85-0800

E-mail sakura@town.hakone.kanagawa.jp